富田林市移動式ベビー休憩室貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、乳幼児を連れた保護者等が市内で開催されるイベント及び 子育て支援事業(以下「イベント等」という。)に安心して参加できるように、 その実施団体に対し、授乳やおむつ交換を行うためのテント、おむつ交換台等 の設備(以下「移動式ベビー休憩室」という。)を貸し出すことに関し、必要 な事項を定めるものとする。

(貸出条件)

- 第2条 移動式ベビー休憩室の貸し出しを受けることができる者は、次に掲げる 条件のいずれにも該当する組織及び団体(以下「団体等」という。)とする。
 - (1) 特定の政治、思想又は宗教活動を目的としない団体等
 - (2) 法令又は公序良俗に反しない団体等
- 2 移動式ベビー休憩室の貸し出しを受けることができるイベント等は、次に掲 げる条件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 富田林市内で開催されるイベント等
 - (2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等
 - (3) 営利を目的としないイベント等
 - (4) 特定の政治、思想又は宗教活動を目的としないイベント等
 - (5) 法令又は公序良俗に反しないイベント等

(貸出申込)

- 第3条 移動式ベビー休憩室の貸し出しを受けようとする者(以下「使用者」という。)は、貸し出しを受けようとする日の7日前までに、別に定める申込書に必要事項を記入し、市に提出しなければならない。
- 2 貸し出しの希望期間が重複する複数の申し込みがあった場合は、原則として 先着順とする。ただし、本市が主催するイベント等に使用する場合は、これを 優先することとする。

(貸出期間)

第4条 移動式ベビー休憩室の貸出期間は、貸出及び返却日(土・日曜日、祝日 を除く午前9時~午後5時30分)を含め1週間以内とする。

(貸出料)

第5条 移動式ベビー休憩室の貸出費用は、無料とする。

(貸出及び返却)

- 第6条 使用者は市が指定する場所において、直接借り受け及び返却をしなければならない。
- 2 使用者は、移動式ベビー休憩室を返却するときは、破損・汚損等がないか十 分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、移動式ベビー休憩室の使用に際し、次に掲げる事項を遵守し

なければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡、又は転貸しないこと
- (2) 申込書に記入したイベント等以外に使用しないこと。
- (3) 別紙「移動式ベビー休憩室のご利用にあたって」に従い、適正に管理又は使用すること。
- (4) あらかじめ定められた期限までに返却すること。
- (5) 貸出期間中に起こった移動式ベビー休憩室に関する事故等については、 市に対して一切賠償請求を行わないこと。

(貸出取消)

- 第9条 市長は、次に掲げる場合に貸し出しを取消すことができる。
 - (1) 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要領の規定 に違反した場合
 - (2) 使用者が貸し出しを受ける前の使用者が移動式ベビー休憩室を破損し、 又は汚損したこと等により貸し出しが困難となった場合
 - (3) 前各号の掲げるもののほか、貸し出しが困難であると市長が判断した場合
- 2 前項の場合において、既に貸し出しを行っているときは、市長は返還を命じるものとし、使用者は遅滞なくこれに応じなければならない。
- 3 貸し出しの取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任は負わない。

(原状回復等)

- 第10条 移動式ベビー休憩室を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と 負担により、補修等必要な処理を行い、原状に復さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、破損若しくは汚損の状態が著しく補修等が困難な場合、又は特別な事由があると認める場合は、市長は使用者に対し実費弁償を求めることができる。

(市の免責)

第11条 移動式ベビー休憩室の使用により、使用者が被った損害又は使用者が 第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。 (委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、公布の日から施行する。